

★ 出産



赤ちゃんが生まれたら

出生届

生まれた日を含めて**14日以内**に届け出てください。

※名前に使用できる文字には制限があります

※母子健康手帳をご持参ください

出生連絡票(P10)も合わせて
提出してください。

問合せ先

市 民 課

TEL 0299-90-1181

市民生活課(波崎総合支所) TEL 0479-44-1958

出産育児一時金

出産したときに、医療保険者より被保険者へ支給されます。妊娠12週以降であれば死産や流産でも支給されます。

産科医療補償制度に加入する病院などで出産した場合、1人につき50万円が支給されます。

- ※ 在胎週数が22週に達していないなど、産科医療補償制度加算対象出産ではない場合は、48万8千円となります
- ※ 令和5年3月31日以前の出産については、支給金額が異なりますのでお問合せください

直接支払制度・受取代理制度

かかった出産費用に**出産育児一時金を充てる**ことができるよう、原則として医療保険者から**出産育児一時金が病院などに直接支払われる仕組み**になっています。出産育児一時金の範囲内で、**まとまった出産費用を事前に用意しなくてもよくなります。**

- ※ 直接支払制度は、出産育児一時金の請求と受け取りを、妊婦などに代わって医療機関等が行う制度です
受取代理制度は、妊婦などが加入する健康保険組合などに**出産育児一時金の請求**を行う際、**出産する医療機関等にその受け取りを委任することにより、医療機関等へ直接出産育児一時金が支給される制度**です
- ※ 出産費用が**出産育児一時金を超える**場合は、その差額は退院時に病院などにお支払いください
また、**超えない**場合は、その差額分を医療保険者に請求することができます。差額分の請求方法、必要なものについては、ご加入の医療保険者へお問合せください
- ※ 出産育児一時金が医療保険者から病院などに**直接支払われる**ことを望まれない場合は、出産後に医療保険者から受け取る従来の方法をご利用いただくことも可能です(ただし、出産費用を退院時に病院などに**いったんご自身でお支払い**いただくこととなります)

手続きにつきましては、**ご加入の医療保険者の窓口、または出産される病院などにご確認ください。**

問合せ先

【ご加入の医療保険者の窓口】

国民健康保険のときは 国保年金課 TEL 0299-90-1142

社会保険のときは 職場へお問合せください。

分娩者手当金(神栖市独自の制度)

分娩者に対して、1子につき2万円が支給されます。(流産・死産の場合、妊娠12週以降であれば支給の対象となります)出生届後、医療福祉制度の申請と同時に手続きを行ってください。

手続きに
必要なもの 分娩者名義の口座がわかるもの

※分娩者以外の場合は委任状が必要

※流産・死産の場合、確認書類が必要となりますので、お問合せください

問合せ先

国保年金課 TEL 0299-90-1143